



信託の設定とみなし贈与をめぐる 税務留意点 (下)

税理士法人 UAP
税理士・公認会計士
後 宏 治

Ⅲ◆ 信託に係る現行相続税 (贈与税) の取扱い

名古屋地裁判決は相続税法の改正前の旧規定に係るものであり、実務家としては、現行税制においてどのような判断がなされるかについて検討しておく必要がある。そこで、以下、現行相続税法における信託設定時の課税関係を整理し、名古屋地裁の判決の射程を考える。

1 ● 他益信託の原則的な課税関係

他益信託の信託設定時においては、原則的に、「受益者等」に受益権が委託者から贈与されたとみなされて、贈与税が課税される。すなわち、信託の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに信託の「受益者等」となる者がいるときには、信託の効力が生じた時において、信託の「受益者等」となる者は、信託に関する権利を信託の委託者から贈与(委託者の死亡に基因してその信託の効力が生じた場合は遺贈)により取得したものとみなされ、贈与税(遺贈の場合は相続税)が課税される(相法9の2①)。

ここで、納税義務者となる「受益者等」とは、①受益者としての権利を現に有する者、及び、②特定委託者をいう(相法9の2①かつこ書)。

信託行為において受益者とされている者が、「受益者としての権利を現に有する者」に該当するための判定基準について、現行法令では明確な規定はなく、相続税法基本通達9の2-1において下記例示が設けられているにとどまる。

- ① 信託法182条1項1号*5に規定する残余財産受益者は含まれる。
- ② 停止条件*6が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は含まれない。
- ③ 信託法90条1項各号*7に規定する委託者死亡前の受益者は含まれない。
- ④ 信託法182条1項2号*8に規定する帰属権利者は含まれない。

*5 信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者となるべき者として指定された者(残余財産受益者)に残余財産が帰属する旨を定める。

*6 契約の効力を、発生するか否か不確実な事実からさせる特約(附款)を条件といい、契約の効力発生に条件がつけられた場合の条件を停止条件という。この点につき、内田貴『民法I第4版総則・物権総論』

299頁（東京大学出版会，2008年）参照。なお，停止条件付法律行為は，停止条件が成就した時からその効力を生ずることとされている（民法127①）。

*7 委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例を定めており，第1号の場合においては，受益者となるべき者として指定された者は委託者の死亡時まではそもそも受益権を取得しないのに対し，第2号の場合においては，受益者は委託者の死亡前から受益権を取得するものの，信託財産に係る給付を受ける権利については委託者の死亡時まで取得せず，かつ，第2項により，委託者が死亡するまでは受益者としての権利も原則として有しないとされる。この点につき，寺本昌広「逐条解説 新しい信託法」〔補訂版〕

（商事法務，平成20年）258頁参照

*8 信託行為において残余財産の帰属すべき者（＝帰属権利者）となるべき者として指定された者に残余財産が帰属することを定めるが，残余財産受益者と異なり，信託の終了前は受益者としての権利を有さず，信託の終了後に受益者としての権利を有することになる（信託法183⑥）。

また，特定委託者とは，信託の変更をする権限を現に有し，かつ，その信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く）をいう（相法9の2⑤）。

2 ● 名古屋地裁の射程

現行税制における受益者等該当性の判断において，名古屋地裁が示した「現実利益移転テーゼ」は採用されるかが問題となる。

名古屋地裁が示した「現実利益移転テーゼ」は，みなし贈与規定における一般的な贈与税課税のメルクマールであるところ，改正後の現行の規定が，依然としてみなし贈与規定の中の一類型のままであるかどうか判断の重要ポイントなる。

この点，平成19年の信託税制の改正は，「実質上の所有者である受益者にその所得や利益が帰属するものとみて課税関係を構築す

るという原則的な取扱いを変更するものではなく，新信託法の制定や信託の形態の多様化など単純に受益者に課税関係を帰属させるという考え方だけでは，課税関係を律しきれない信託が現出してきていることに対応し，所得税・法人税・相続税を一体的横断的に整備したものである」*9と説明されている。実際に，信託資産課税の原則的規定は，改正前後で，実質的には変更されておらず，他益信託の設定時に，委託者から受益者への贈与等を擬制していることには変わりがない。

*9 「平成19年度版改正税法のすべて」（日本税務協会，平成19年）472頁

したがって，改正後相続税法においても，相続税法9条の2がみなし贈与規定の一つであるとの位置付けは変更されていないと考えられる。

また，「利益を現に有しているかどうかについて，形式的ではなく実質的に判断すべき」という解釈態度は，改正後の現行相続税法9条の2の解釈において採用されていると解される。なぜなら，相続税法基本通達9の2-1の国税庁担当者による逐条解説において，先述の残余財産受益者が原則として受益者等に当たるとしながら，「もともと，残余財産受益者が，信託が終了し，当該信託に係る残余財産に対する権利が確定するまでは残余財産の給付を受けることができるかどうか分からないような受益債権しか有していない場合には，現に権利を有しているとはいえないことから，このような残余財産受益者については，その権利が確定するまでは受益者として権利を現に有する者に該当しない」と説明し*10，「受益者としての権利を現に有する者」については，法形式にとらわれず，実質的に判断することを明らかにしているからである。

*10 加藤千博編「相続税法基本通達逐条解説」〔平成22

条文の文言をみても、改正前は「委託者以外の者が信託……の利益の全部又は一部についての受益者であるとき」とされていたものが、改正後は、「信託……の効力が生じた場合において、……当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者……）となる者があるときは」に変更されているところ、相続税法における受益者等の意義として名古屋地裁が示した「信託行為により、信託による利益を現に有する地位にある者」とほぼ同様の文言*11が使われていることから、相続税・贈与税の納税義務者について、特定委託者が追加されているものの、実質的に改正前の取扱いと同じであると解される。

*11 「権利を現に有する」ことと「利益を現に有すること」は、相続税法上、表裏一体の関係であると考えられる。なぜなら、現に権利を有していればその評価額が問われることとなるが、その額は先述のとおり、受益者が得る利益の現在の価値であるからである。付言すると、「権利は有するがその価値はゼロである」ということも論理的には成立するが、このゼロ評価の権利についてみなし贈与をかけるということは相続税法9条の2の解釈として妥当ではないと思われる。

以上より、改正後の相続税における信託税制においても、受益者が納税義務者であるか否かについては、利益を現に有しているかを実質的に判断することが必要であると解される。

3 現行相続税における税務上の留意点

旧相続税法4条1項では、信託の設定時に受益者に当たらなければ贈与税等の課税が生じなかった（設定時受益者課税）が、改正後の相続税法においては、これ以外の課税方式が用意されているため、課税関係が生ずる（可能性が高い）ことに留意が必要である。

まず、本件信託が、委託者の地位を有する者のいない信託で受益者が特定されていないものである等の認定を受けると、現行税制において「受益者等が存在しない信託」であると判定され、その受託者に対し、信託財産に係る所得について、受託者の固有財産に係る所得とは区別して法人税が課税されることになる（法人課税信託）。この場合、この信託の設定時には、委託者においては信託財産の価額に相当する金額による譲渡があったものとされ、受託者に対しその信託財産の価額に相当する金額について受贈益課税が行われる。その後、受益者等の存在しない信託に受益者等が存することとなったときには、その受益者等の受益権の取得による受贈益について、所得税又は法人税は課税されない。受益者等の存しない信託が終了したときには、残余財産を取得した帰属権利者に対し、所得税又は法人税が課税される（所法6の3、67の3、法法4の6、4の7、64の3）。

つまり、ある信託に受益者等が存しない場合には、受託者に対し受贈益について課税し、その後の運用益についても受託者に課税するが、その後において、受益者が存することになった場合には、受益者が受託者の課税関係を引き継ぐことになり、この段階で特に課税関係は生じさせないこととされている*12。

*12 前掲*9・478~479頁

さらに、将来の受益者として、本件信託のように、委託者の親族が予定されているものについては、租税回避防止措置として、受託者に、法人税に代えて贈与税を課すこととされている。すなわち、受益者等の存在しない信託の効力が生ずる場合に、その信託の受益者等となる者が当該信託の委託者の親族等（相令1の9に規定する親族等をいう）であるとき（受益者等が存しない信託の受益者等となる者が明らかでない場合にあっては、

その信託が終了した場合にその信託の委託者の親族等が残余財産の給付を受けることとなるとき)には、その受託者に対し贈与税又は相続税が課税される(法人税は控除される)

(相法9の4①・③・④)こととなっている。

この規定は、信託により受託者に適用される法人税率と相続等により適用される相続税率等の差を利用した租税回避が予想されることから、これを防止するべく創設されたものである*13。

*13 前掲*9・479頁

その上、本件信託のように、将来の受益者として、信託設定時に生まれていない孫等が予定されている信託については、上記の受託者に対する贈与税課税に加えて、現実の受益時に孫等に贈与税が課されることになっている。すなわち、「受益者等不存在信託の受益者等が存することとなった時の贈与税特例」が適用され、受益者等の存在しない信託について、信託の契約締結時において存しない者が受益者等となる場合において、受益者等となる者が信託の契約締結時等における委託者の親族等であるときは、その存しない者が受益者等となる時において、信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなされ贈与税が課税される(相法9の5)こととされている。

この規定は、受益者の存しない信託を利用した世代飛ばしを行うことを防止するために規定されたもので、通常であれば親から子、子から孫への2回の相続税・贈与税が課税されることと平仄を合わせるものである*14。

*14 前掲注9・480~481頁

このように、現行税制では、信託設定時において、受益者へのみなし贈与の認定から免れて贈与税が課税されなくても、受託者において法人税又は贈与税が課税され、さらに、

世代飛ばしの場合には、これに加えて新たな受益者に贈与税が課税されることになっているため、節税スキームを検討するときには留意が必要である。

4 ● 生命保険信託の設定

次に、現行税制において、信託設定時に贈与税の課税を避ける方法はないかを検討する。この点、相続税法基本通達9の2-7(生命保険信託)の活用が有用であると解される。この通達では、「いわゆる生命保険信託に関する権利については、生命保険契約に関する規定(法第3条及び第5条)の適用があることに留意する」こととされており、生命保険信託に該当すれば、相続税法3条及び5条の「生命保険金のみなし相続・贈与」の規定が適用され、保険金を現実に取り取るときに、相続税又は贈与税が課税されることになる。

通達の文言を素直に読むと、生命保険信託に該当しさえすれば、相続税法9条の2以下の規定が適用されることなく、実際の生命保険金の受取時に贈与税等が課税されることになることと解されるが、法人課税信託の諸規定や租税回避防止規定との関連についてはあまり明確でないことに留意が必要である。

なお、「いわゆる生命保険信託」が何を意味するかについては、現行の法令通達上の定めはなく、課税庁の見解も不明であるが、一般的には、生命保険信託とは、生命保険契約に基づく保険金受取の権利(生命保険債権)を信託財産として受け入れ、満期又は保険事故発生の場合に、受託者がその保険金を受領の上、信託契約の定めに従い、受益者のために管理・運用又は交付するものをいう*15とされている。

*15 鯖田豊則『要点解説100. 信託実務がわかる』(税務経理協会) 234頁

生命保険信託は、消極的生命保険信託と積極的生命保険信託に区分される。前者は単に保険金を受け取って受益者にその受取保険金を渡すだけであるが、後者は、保険金を受け取って、さらにこれを受益者のために管理・運用していくものである。以上の区分の他、生命保険料の払込みの取扱いで、無財源生命保険信託と財源付生命保険信託に区分される。無財源生命保険信託は、生命保険料の払込みを委託者が行うもので、財源付生命保険信託は、受託者が委託者に代わって生命保険料を払い込むものである。ここで、財源とは保険料払込資金のことで、財源付生命保険信託の場合は、生命保険債権以外に、払込資金として金銭が信託されることになる*16。

*16 生命保険信託の区分とその意義につき、鯖田・前掲注15・236頁より引用している。

本件信託では、生命保険の保険料の一時払として500万ドルの米国債が当初の信託財産とされているが、信託行為の解釈によるもの、本件信託は、財源付生命保険信託として取り扱われることは十分あり得る。

◆ おわりに

この判決について国は控訴をしており、名古屋地裁の実質的判断が上級審で覆される可能性も小さくはないと思われる。なぜなら、租税法律主義の下のみなし規定でもあることから実質論を展開する必要はないとも考えられ、みなす範囲が広がることも想定される。また、本件のように租税回避のように見える信託については、法令の解釈につき、本来の趣旨の他に租税回避防止の趣旨を織り込むこともあり得ると思われるからである。

本稿では、実質的な地裁の判断が妥当なものであるとして、現行税制の取扱いについて説明したが、将来上級審で地裁の判決が覆

場合には、現行相続税の受益者等の解釈にも大きな影響が及ぶことになる。

一般に信託の課税には多くの論点が存在するが、本稿で取り上げたのは信託設定時におけるみなし贈与に係るものだけであり、節税策を検討する際には、他の関連論点を検討する必要がある。本稿では十分に触れることができなかった論点として、①外国信託会社が受託者となっている場合の日本国税法の適用関係、②設定時以降の信託による収益の獲得、留保の課税関係、③受益者へ将来分配するときの課税関係、④受益者が追加・減少・変更したときの課税関係、等々の問題につき詳細な分析が不可欠である。

以上見てきたように、将来の受益が受託者の裁量等により不確定で信託設定時にその利益の額がよくわからない場合には、現行の資産課税制度においても適正な課税はきわめて困難である。実務的には、課税リスクを考慮しながら信託行為を作成することが大切であるが、将来の不確実性に備えて信託が機敏かつ柔軟に対応することは、信託制度が有する優れた特徴である。必ずしも現行の資産課税制度になじまないからといって、この長所を減殺するような課税を強行することは決して好ましいことではない。

この問題は受益権の時価評価に大きく関連し、現時点では明確な結論が出ないものであるが、最終的には、信託行為の解釈により、適正な課税を行う努力をするしかないであろう。すなわち、信託目的の正当性を踏まえ、将来受益する利益の価値を見積もり、受益権の評価に反映させて資産課税を行うことが必要であるが、立法によらなければ課税できないようなケースにおいては、受益権評価不能の不利益は納税者ではなく課税庁が負わねばならないとされることが多くなると考える。

(うしろ・こうじ)